

入申度候と尋るを、越後方の者實もと思ひつゝ、繁長はあれに御入候と教へけるにより、右馬頭聞や否乗附、正宗の刀にて繁長を太刀付たりける。胄を丁と切しに、妙珍の筋胄を切り、背の受筒の鐵の口金まで切付たりけるを、本庄大剛の大將なれば、些とも不躰取合て、右馬頭を打取ける。筋胄の四通りはすぎと切り、請筒の口金、胄の鍔まで切破たる大切物故、首に小刀を添へて景勝へ進上せしを、其方手柄にて打取たればとて、本庄に返し給はる。秀吉の代に伏見の御城普請の時、景勝請取町場の奉行にて本庄繁長在京し、勝手詰て彼正宗を賣候處に、本阿彌取持にて御所様へ召上られ、本庄正宗と異名を御付御秘藏也。其後紀伊頼宣卿へ進ぜられし由承る。上杉家にて齋藤下野守朝信、智勇兼備の忠義の大將也。色部修理亮長實・甘糟備後守・柿崎和泉守、右の本庄繁長などは、關東・北國・上方にも無隠大將にて、謙信左右の手にて候ひし也。柿崎は不義有て天正五年に誅罰せられ候。此本庄は末孫は今に上杉家に有之候也。関友雜記

此胄は其後直江山城守家に傳たり。慶長年中吾高祖父本

多大夢君、自金澤赴會津娶直江氏の時、此胄を以て城州の引出物とせり。後年大夢君、其家老蜂谷伊賀に賜。又其後伊賀子孫才右衛門より、本多主水政寛へ傳て今其家にあり。

一、鳥井金次郎・平井金次郎一番鎗の争

長湫軍の時、鳥井金次郎は井伊兵部直政が先手にて、一番鎗を合せり。平松金次郎は御旗本の先にて、一番鎗を合せたり。依之兩金次郎一二の論あり。家康公御聞候て、平松が鎗は我等眼前に所見也。誰か其功を争ふべき哉と仰けり。鳥井承て、某は兵部が手に屬し御先手にあり。兵部備と御旗本の先とは其間遠く候。御旗本にて鎗を合せたる事、定て其働き強く候はんずれとも、一番を申さば他に不可讓候。

某にて候と申す。家康仰けるは、鳥井重ていふ事なかれ。今日の一番鎗は既に平松に極めたるぞと仰らる。鳥井重て申けるは、武功は眞直に御僉議あるべし、御眞眞の有べき事に非ず。諸手の鎗、御一身の眼力を以て御覽じ届らるべき哉。軍監は公論を以て一二を定むべし。徒に所見を以て不見所を捨候は、明君とは難申候。某が今日の鎗は泥土に投

と存候とて、其場より出奔し、其後前田利家に奉公し八千石を領し、又蒲生氏郷へ仕て一萬石を領せり。

一、關所にて鐵炮を改むる事の起

荒井關にて鐵砲を改め、其外道中所々にて鐵砲を改る、事の起あり。市川喜仙といふ者は、本多内記の家にて鐵砲の名人、其家を立る者也。然るに浪人いたし、或年和州郡山を立退き、妻子を召連江戸へ罷越候處、荒井の渡にて船を雇ひ、妻子を載て既に漕出むとする所へ、跡より從者許多引つれたる近郷の代官のよしにて出来る。折節一艘も渡舟なし。御用の役船迄成といふ。彼代官喜仙が舟に向ひ、其方は浪人のよしなれば、悠々とあとより來ても不苦。我等は急ぐもの成と申捨て、喜仙が舟を奪取終に渡しぬ。喜仙不安おもへども、妻子あれば堪忍し、追て船雇ひ出し、向さまへ着といふや、近所の民家へゆき、妻子を暫く休め度よし云含め、其身は鐵砲を携へ、小高き路傍の松原にかくれぬ。男子兩人その躰を考へ、只事とおもはぬに付、追付供せしかば、父子三人相共に松のしげみに待居たり。案の如く彼代官何氣なく出来るを、只一打にて打倒し、其身は山

づたひに妻子引具し立退ぬ。此事より鐵砲の改め起りぬ。

一、嚴有公の御抱傳御僉議

寛永十八年八月三日家綱公御誕生の後、家光公老中へ命ぜられ、御抱傳を撰ばしめ給ふ。各御僉議ありて、大森信濃守を撰出有之候處、各見立被申候譯を御聽被成度旨被仰出。酒井讚岐守謹て被申上候は、信濃守事は御旗本の内、隱なき孝行の者にて候。孝心勝候間忠義も厚く可有之と、何も相考候よし御請の所、殊の外御感悦にて、過分に御加増被下、則御抱傳に命じ給ふ。

一、横田甚右衛門臨終の言

横田甚右衛門、八十餘歳にして病死の期に臨て、譜代の士ども枕頭によりて、扱々闇々と御果被成候事かな。御平生の心入にては、一度は討死をこそ可被成と存詰候處、か様に御果あるべしとは不存所也とて涙を流しぬ。甚右衛門急度眼を見開き、扱々汝等作法を不知ものかな。士の道にて討死といふは、我等が如き事也。若年のむかしより、大敵をも離け多く敵を打て、か様に藁の上にて、心靜に死するを、冥加の士の討死とはいふ。汝等がいふは、うたれ死の